

地域活性化総合特区の区域指定について

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

次世代自動車・スマートエネルギー特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

さいたま市の全域(217.49km²)

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

(ハイパーエネルギーステーションに係る高圧ガス保安法等の特例措置)

	iii) 区域設定の根拠
燃料電池自動車(FCV)に対する水素供給機能を有する「ハイパーエネルギーステーション」の整備予定地	既存のステーションに FCV 用水素充填施設を備えた「ハイパーエネルギーステーション」を整備するため。
さいたま市内のうち、天然ガス供給機能を有する「ハイパーエネルギーステーション」の整備予定地	高圧ガス保安法等の特例措置等の適用を想定している天然ガス供給機能を有する「ハイパーエネルギーステーション」を整備するため。

(スマートホーム・コミュニティに係る電気事業法等の特例措置)

	iii) 区域設定の根拠
さいたま市桜区上大久保 140 番の 1	実証実験の実施予定地であるため。
さいたま市緑区・岩槻区みそのウイングシティの土地区画整理事業地内	さいたま市緑区・岩槻区「みそのウイングシティ」の土地区画整理事業地内事業性を考慮すると、2ha 程度の用地を確保できる地域が必要であるため。

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」の実現」

イ) 評価指標及び数値目標

・ハイパーエネルギーステーションの整備箇所数

ハイパーエネルギーステーション-S: 4 箇所(平成 28 年)

ハイパーエネルギーステーション: 96 箇所(平成 28 年)

・運輸部門の二酸化炭素削減量

10,000 t-CO₂/年(平成 28 年度)

・スマートコミュニティの数

0 箇所(平成 23 年 8 月現在)→1 箇所(スマートホーム 100 軒規模)(平成 28 年)

・スマートコミュニティで排出される二酸化炭素の削減量

300 t-CO₂/年(平成 28 年度)

・低炭素型パーソナルモビリティの普及台数

0 台(平成 23 年 9 月現在)→50 台(平成 28 年)

ウ) 数値目標の設定の考え方(簡略に)

ハイパーエネルギーステーションの普及に係る目標として、その整備箇所数と整備による次世代自動車の普及の結果達成される二酸化炭素の削減量を設定した。

また、スマートホーム・コミュニティの普及に係る目標として、スマートコミュニティの数とそこで排出される二酸化炭素の削減量を設定した。
 更に、低炭素型パーソナルモビリティの普及に係る目標として、普及台数を設定した。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題	「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市の構築」	「人にやさしく快適な低炭素型の都市の構築」
イ) 解決策	・新しいエネルギー(太陽光発電と水素燃料電池)の活用を拡大 ・災害時のエネルギーセキュリティを確保	既存の交通手段(自動車、公共交通等)に加え、多様な交通手段の確保
	「ハイパーエネルギーステーション」と「スマートホーム・コミュニティ」の普及	「低炭素型パーソナルモビリティ」の普及

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

史地 域文 の化 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市最多の快晴日数など、太陽光発電に適した立地。 ・市内の自動車登録台数は約 54 万台、サービスステーションは約 160 箇所。 ・約 300ha の大規模土地区画整理事業「みそのウイングシティ」の整備が進んでいる。 ・鉄道の東西地域で交通需要が高まり、鉄道駅へのアクセスの確保が求められている。
存の地 在技 域術 独の自	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガススタンド計5カ所。 ・EV 充電スタンド約 50 箇所。我が国トップクラス。 ・ホンダと共同で「スマートホームシステム」の実証実験を進めることが決まっている。 ・モビリティと経済活性化研究会では、パーソナルモビリティの研究・試作・開発。

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

事業名	ハイパーエネルギーステーションの普及	スマートホーム&コミュニティの普及(① スマートホーム(ホンダ))	スマートホーム&コミュニティの普及(② スマートホームのまちづくりへの展開)	低炭素型パーソナルモビリティの普及(パーソナルモビリティの研究・開発)
事業内容	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気や水素の充填が可能なハイパーエネルギーステーションの整備。	HEMS、太陽光発電システム、蓄電池などを活用し、家庭での CO ₂ の低減を目指した「スマートホームシステム」の実証実験を推進	スマートホームが立ち並ぶ街区を整備し、街区内でエネルギーを共有し合う、エネルギー的に災害に強い街づくりを推進する。	子育て世代や高齢者のニーズに合う低炭素型パーソナルモビリティの普及を進めるための開発、補助制度の創設等。
事業実施主体	JX 日鉱日石エネルギー(株)/東京ガス(株)/埼玉県石油商業組合/チャデモ協議会/NTT データ/日本電気(株)/さいたま市	本田技研工業(株)/埼玉大学/芝浦工業大学/さいたま市	(財)住宅生産振興財団(株)東芝(機器の導入支援)/株三菱総合研究所/さいたま市/国	カルソニックカンセイ(株)/クラリオン(株)/埼玉大学/芝浦工業大学/(財)さいたま市産業創造財団/モビリティと経済活性化研究会
当該事業の先駆性	災害時のエネルギー供給拠点となるとともに、事業性の確保にもつながる「ハイパーエネルギーステーション」のような取組みは、全国に類を見ない。	今回の取組みのように、人が長期間暮らし、エネルギーの効率化、低炭素化だけではなく、生活の質の確保若しくは向について検証する例は見られない。	太陽光発電システムや燃料電池と蓄電池等の活用によりエネルギーを効率的に使い、地区全体のマネジメントによりエネルギーの地産地消を目指す。	さいたま市の取組みは子育て世代、高齢者という交通弱者目線の開発であり、開発後の普及可能性が高いという点で、他自治体の取組みとは大きく異なる。
関係者の合意の状況	エネルギー事業者 10 社は、4 大都市圏で 100 箇所程度の水素ステーションの先行整備を目指す。埼玉県石油商業組合とハイパーエネルギーステーションの整備について合意。	本田技研工業(株)とさいたま市が締結した E-KIZUNA Project 協定の中でも両社が連携してスマートホームの実証実験に取り組むことを合意。	実施する地域について関係者で合意。規制緩和等を条件に、株三菱総合研究所がプロジェクトマネジメントを行い、株東芝がスマート家電を中心に協力することで合意。	モビリティと経済活性化研究会で出されたアイデアを基に、本提案内容について、埼玉大学、市内外企業、中小企業支援機関等から幅広く合意を得ている。

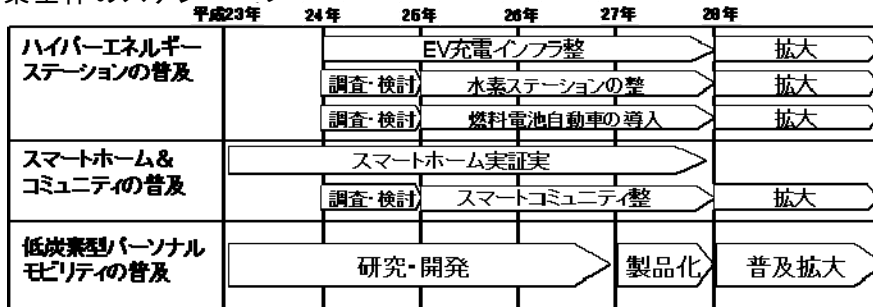
その他当該事業の熟度を示す事項	自動車メーカーとEV普及に向けた連携協定締結。次世代自動車の積極的な導入について、埼玉県タクシー協会/埼玉県トラック協会/埼玉県バス協会や、運輸業界最大手の佐川急便/ヤマト運輸と連携。	既に実施場所を選定し、スマートホームの建設に着手しており、平成24年の春に完成する予定。	本田技研工業と共同で、住宅同士のエネルギーの共有等に関するスマートホーム実証実験を展開中。	さいたま市は、技術力に優れた企業を「さいたま市テクニカルブランド企業」としてネットワーク化しているほか、E-KIZUNA サミット・フォーラムで培った市外企業、他自治体とのネットワークを有している。
-----------------	--	--	---	---

ii) 地域の責任ある関与の概要

- ア) 地域において講ずる措置 別紙のとおり。
 イ) 目標に対する評価の実施体制 さいたま市環境未来都市評価委員会により評価する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール



イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

《地域協議会の活動状況》

H21年11月5日	日産自動車(株)との間で、「E-KIZUNA Project 協定」を締結
H21年12月22日	富士重工業(株)との間で、「E-KIZUNA Project 協定」を締結
H22年1月22日	三菱自動車工業(株)との間で、「E-KIZUNA Project 協定」を締結
H22年4月26日	第1回「E-KIZUNA フォーラム」を開催(3省、2県、18市、10社)
H22年11月18日	「さいたま市モビリティと経済活性化研究会」を開催
H23年5月23日	本田技研工業(株)との間で、「E-KIZUNA Project 協定」を締結
H23年8月22日	協議会の母体となるさいたま市環境未来都市推進協議会準備会を開催
H23年8月26日	さいたま市環境未来都市推進協議会第1回会議を開催
H23年9月29日	さいたま市環境未来都市推進協議会第2回会議を開催(持ち回り)

《協議会の構成員》(平成23年9月30日現在)

(株)NTTデータ、カルソニックカンセイ(株)、NPO 法人環境ネットワーク埼玉、(財)さいたま市産業創造財団、クラリオン(株)、埼玉県石油商業組合、埼玉県タクシー協会、(社)埼玉県トラック協会、(社)埼玉県バス協会、さいたま商工会議所、国立大学法人埼玉大学、(株)埼玉りそな銀行、佐川急便(株)、JX日鉱日石エネルギー(株)、学校法人芝浦工業大学、住友三井オートサービス(株)、チャデモ協議会、東京ガス(株)、(株)東芝、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、日本電気(株)、パーク24(株)、本田技研工業(株)、三菱自動車工業(株)、(株)三菱総合研究所、(株)ヤマダ電機、ヤマト運輸(株)、(財)住宅生産振興財団、さいたま市(事務局)
 《オブザーバー》環境省関東地方環境事務所、経済産業省関東経済産業局、国土交通省関東運輸局、国土交通省関東地方整備局、埼玉県、東京電力(株)、独立行政法人都市再生機構

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

1. 市街地における水素保有量の規制緩和
2. セルフ充填式水素スタンド実現に向けた水素の充填行為の規制緩和
3. 輸送容器・移動式水素スタンドへの水素充填の規制緩和
4. 天然ガス自動車用エコステーションの保守点検等の要件の緩和
5. 火災予防条例の蓄電池設備に対する規制単位及び規制値の変更
6. エネルギーマネジメントサービス提供事業者の位置付けの明確化
7. スマートホーム・コミュニティにおける余剰電力の買い取りに関するルールの整備
8. 屋内配線調査に関するルールの整備
9. 原動機付自転車乗車人員の要件緩和

ア)地域において講ずる措置

a)地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

1. ハイパーエネルギーステーション設置補助金(拡充・新規)

現行のEV用充電器の購入又はリースに対する補助制度を拡充し、ハイパーエネルギーステーション設置補助金を創設。(期間を限定したモデル事業として)

- (1) サービスステーションにEV用充電器を設置する場合、補助対象に工事費及び認証システム設置費を追加(平成24年度予定)
- (2) サービスステーションに太陽光発電システムや蓄電池を設置する場合の補助金を創設(平成24年度予定)
- (3) サービスステーションに水素充填機器の設置する場合の補助金を創設(平成25年度予定)

2. ハイパーエネルギーステーション運営補助金(新設)

ハイパーエネルギーステーションの運営経費に対する補助金(設置当初5年間の期限)を創設。(平成25年度予定)

3. スマートホーム総合補助金(新設)

従来の住宅用太陽光の設置に対する補助金に加え、東日本大震災後の電力状況を踏まえ、今年度から全国初の家庭用蓄電池等に対する補助制度を創設したところであるが、これらを統合したスマートホーム総合補助金を創設。(平成25年度予定)

4. スマートコミュニティまちづくり交付金(新設)

特区事業としてスマートコミュニティを整備する事業者を対象に、地域エネルギーマネジメントシステム構築に要する費用(監視・制御機器等)の一部を補助する。(平成25年度予定)

5. さいたま市中小企業緊急特別融資制度(電力危機対応)の融資限度額引上げ(拡充)

東日本大震災後、中小企業の省エネ設備投資や自家発電装置導入支援のために創設した同制度の融資限度額を、平成24年度から大幅に引き上げる(現行:1,000万円)。

6. 低炭素型パーソナルモビリティ研究・開発補助金(新設)

平成24年度より低炭素型パーソナルモビリティを開発する際の補助制度を創設する。

7. パーソナルモビリティ購入補助および実証調査(新設)

平成26年度より低炭素型パーソナルモビリティの購入補助制度を創設するとともに、補助制度利用者を対象とした実証調査を行い、本市が事務局となっている「モビリティと経済活性化研究会」にフィールドバックし、地元企業、大学と十分に連携しながら、より快適な4輪モビリティや2輪用チャイルドシートの開発等を行う。

8. 総合特区支援利子補給金活用事業に対する補助制度(新設)

「次世代自動車・スマートエネルギー特区」に係る事業において、民間企業等が国の総合特区支援利子補給金を活用し、設備投資等自ら費用を負担して事業を行う場合、その取組みを支援する補助制度を創設する。

b)地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・EVを対象とした駐車場利用料金減免制度(平成24年度開始予定)
- ・市役所敷地内にEVタクシー専用の乗り場を整備(平成23年度10月に設置予定)。

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・平成 22 年 4 月、次世代自動車普及推進室を設置(5 名体制、年度内に 2 名増員)
- ・平成 23 年 4 月、環境未来都市推進課に改組(11 名体制)

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・EV 充電スタンドの整備と情報提供
- ・パーソナルモビリティ総合支援